

各位

合併完了の公告

日本共済株式会社（以下「甲」という。）は、甲を吸収合併存続会社、エイ・ワン少額短期保険株式会社（以下「乙」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）をいたしましたので、保険業法第166条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告します。

記

1. 2026年10月1日を効力発生日として、本合併が行われました。
2. 乙は、保険業法第165条の24第2項の規定に基づき、2026年7月22日付官報および同日付電子公告により、乙の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告をしましたが、異議申述期限である2026年8月24日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はいませんでした。
3. 乙は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2026年7月22日付で、乙の株主に対して本合併をする旨並びに吸収合併存続会社である甲の商号および住所を通知しましたが、所定の期間内に株式買取請求を行った株主はいませんでした。なお、乙は、新株予約権を発行していませんので、会社法第787条の規定に基づく手続きは行っていません。
4. 甲は、保険業法第165条の24第2項の規定に基づき、2026年7月22日付官報および同日付電子公告により、甲の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告をしましたが、異議申述期限である2026年8月24日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はいませんでした。
5. 甲は、会社法第797条第3項の規定に基づき、2026年7月22日付で、甲の株主に対して本合併をする旨並びに吸収合併消滅会社である乙の商号および住所を通知しましたが、所定の期間内に株式買取請求を行った株主はいませんでした。
6. 本合併後存続する甲の本店所在地は、東京都豊島区東池袋一丁目12番5号です。

以上

2026年10月1日

東京都豊島区東池袋一丁目12番5号

日本共済株式会社

代表取締役社長 鶴原 敦